

令和5年9月15日

協力会社の皆様へ

石渡産業株式会社
代表取締役 石渡 慎一
登録番号 T6080101000167



インボイス制度について

拝啓 日頃は当社事業に御協力いただき、誠にありがとうございます。

各種報道等にて既に御存知のことと思いますが、**本年10月1日より**消費税の新しい制度「**インボイス制度（適格請求書等保存方式）**」が始まります。

従来、課税売上高が1,000万円以下の「免税事業者」の場合は、弊社等の取引先から支払われた消費税を納税する必要がありませんでしたが、インボイス制度が始まることにより基本的に**納税の義務が生じます**。（→詳しくは同封資料を御覧下さい）

弊社では、協力会社の皆様が「課税事業者」か「免税事業者」かに関わらず、従来は請求書に「消費税〇〇〇円」と記載されている場合は、その分をお支払いし、法に則って適正に申告してきました。しかしインボイス制度が始まると、「免税事業者」から「消費税〇〇〇円」と記載された請求書をいただいても、**消費税分は支払いが不可能**になります。

協力会社の皆様には、この新しい制度を御理解いただき、適切に対応していただくことをお願い申し上げます。

敬 具

記

※「免税事業者」の今後の対応について（①または②の選択は**個々に御判断下さい**）

①「課税事業者」として登録する……

申請期間が延長され、**9月30日までに**税務署に事業者登録申請をしなければなりません。登録されると、Tから始まる14桁の「**登録番号**」が発行されます。（個人のマイナンバーとは異なります）

弊社宛の請求書に「**登録番号**」が記載されている場合には、消費税を適正に御支払します。

個人事業主向けの簡便な方法として「簡易課税制度」があります。

【簡易課税制度のメリット】

- ・ 実際の課税仕入れ等の税額を計算する必要がなく事務負担が軽い
- ・ 課税仕入れが少ない場合には、簡易課税の方が納税額が減り有利になる

令和5年度税制改正に伴い「**2割特例**」による負担軽減措置もあります。

②「課税事業者」として登録しない……

弊社宛の請求書に、Tから始まる14桁の「**登録番号**」が記載されていないので、**消費税分を御支払することは出来ません**。

御不明な点は、お知り合いの税理士や商工会・商工会議所・税務署等にお問い合わせ下さい。

以 上